

(表4) リスク管理債権の状況(平成14年3月期)

(単位: 億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権					貸倒引当金	
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権		個別貸倒引当金	
都市銀行	7	2,256,850	211,800	9,800	111,020	3,360	87,620	66,440	37,150
長期信用銀行	3	275,140	26,470	3,670	12,370	1,020	9,410	9,620	3,690
信託銀行	5	400,240	37,990	1,820	18,860	180	17,130	10,510	5,850
都銀・長信銀・信託計	15	2,932,230	276,260	15,290	142,240	4,560	114,170	86,570	46,690
地方銀行	64	1,363,180	104,880	10,290	59,110	1,210	34,270	34,870	23,670
第二地方銀行	54	437,010	39,140	4,770	21,620	300	12,450	12,090	8,510
地域銀行計	118	1,800,190	144,020	15,070	80,720	1,510	46,720	46,960	32,170
小計(全国銀行)	133	4,732,420	420,280	30,360	222,960	6,070	160,890	133,530	78,860
協同組織金融機関計	619	1,331,300	110,210	14,810	61,660	1,090	32,650	34,030	24,890
うち信用金庫	344	729,130	72,990	8,190	42,410	640	21,750	18,250	13,240
うち信用組合	205	115,830	14,840	2,050	7,880	210	4,700	4,330	3,380
合計(預金取扱金融機関)	752	6,063,730	530,490	45,170	284,630	7,160	193,540	167,560	103,750

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 破綻公表済の金融機関を除く。

3. 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。

4. 一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が10兆3,480億円である。